

まもる・いかす・つたえる 文化財保存活用にしのみや計画

西宮市の文化財の保存と活用に関する総合的な計画

〔資料編〕

資料編目次

- 資料 1 計画体系表
- 資料 2 計画策定の目的と経過
- 資料 3 西宮市の位置と環境
- 資料 4 西宮市に所在する指定等文化財一覧
- 資料 5 西宮市立郷土資料館及び分館名塩和紙学習館の沿革
- 資料 6 文化財保護関係条例・規則等
- 資料 7 用語解説

まもる・いかす・つたえる | 文化財保存活用にしのみや計画 体系表

西宮市における文化財の保存と活用に関する総合的な計画

西宮市における文化財の保存と活用に関する総合的な計画	計画の各項目	項目ごとの課題	課題に対する施策	施策に対応する事業
まもる・いかす・つたえる 文化財保存活用にしのみや計画	(1) 文化財調査の充実	ア 文化財基本台帳の整備	○文化財基本台帳の整備	a 指定文化財台帳整備事業 b 文化財管理システム整備事業 c 郷土資料館収蔵資料台帳整備事業 d 未指定文化財台帳整備事業
		イ 総合的調査の推進	○総合調査 ○市民との協働	a 文化財調査ボランティア事業 b 徳川大坂城東六甲採石場詳細分布調査事業 c 市内社寺等を核とした地域の総合的な調査事業
		ウ 緊急調査の実施	○緊急調査体制の研究	a 補助制度を活用した緊急調査事業 b 緊急調査に対応する文化財基本台帳整備事業
		エ 文化財の記録	○記録保存 ○記録の活用 ○記録方法の研究	a 文化財説明板整備事業 b 古文書等情報デジタル化事業 c 文化財管理システムの拡充 d 文化財資料刊行事業
	(2) 文化財保存管理の推進	ア 予防保存の推進	○日常管理の徹底 ○防災・防犯設備の整備	a 文化財パトロール事業 b 文化財防火デー合同立入り事業 c 文化財保護強調週間事業 d 西宮市文化財保存整備補助事業
		イ 修理保存の推進	○保存修理事業計画の策定	a 西宮市文化財保存整備補助事業 b 指定文化財台帳整備事業
		ウ 保存管理計画の策定と実施	○保存管理計画の策定と実施	a 保存管理計画策定事業 b 指定文化財台帳整備事業
		エ 災害対応力の強化	○未指定文化財の保護 ○関係団体との連携 ○災害と文化財に関する研究	a 文化財調査ボランティア事業 b 文化財レスキュー連携の検討 c 文化財避難所計画の検討
	(3) 文化財活用の推進	ア 文化財活用の目的	○文化財活用の意識啓発	a 文化財保存活用の意識啓発
		イ 文化財の多様な活用	○従来型の活用 ○他の分野との連携 ○地域の文化財の活用	a 郷土資料館運営事業・分館名塩和紙学習館運営事業 b 指定文化財公開事業 c テレビ・ラジオ番組制作への積極的な参加 d 関連事業への協力
		ウ 整備事業の推進	○整備計画の策定 ○整備事業の実施	a 史跡等整備事業 b 史跡等環境整備事業
		エ 総合的な保存と活用	○地域ごと・まとまりのある文化財の活用	a 地域文化財活用拠点事業
(4) 文化財保護意識の向上	ア 文化財に関わる人々との連携と協力	○文化財所有者との連携 ○学校教育との連携 ○他の団体との連携 ○人材の育成・支援 ○文化財を継承する機運の醸成	a 文化財パトロール事業 b 保存管理計画策定事業 c 名塩和紙学習館紙すき推進委員会運営事業 d 親と子の郷土史講座事業 e 歴史愛好グループ連携講座事業 f 市内博物館等連携事業 g 西国街道連携事業	
(5) 文化財保護環境の整備	ア 文化財保護体制の整備	○文化財保護体制の整備	a 文化財保護体制の整備	
	イ 郷土資料館の拡充	○郷土資料館の拡充と総合博物館への発展	a 郷土資料館整備拡充事業	
	ウ 市民との協働とボランティアの育成	○市民・ボランティアの協働と参画の推進	a 文化財調査ボランティア事業 b 地域文化財活用拠点事業	
	エ 文化財保護拠点の整備	○地域の文化財を保護・学習する拠点の形成・整備	a 地域文化財活用拠点事業	
(6) 文化財保護の未来に向けて	ア 文化財と社会政策	○文化財の幅広い保存と活用	a 文化財審議会事業	
	イ 文化財と人・地域のきずな	○人・地域の絆と文化財の保存と活用	a 地域文化財活用拠点事業	
	ウ 文化財と都市社会	○都市社会における文化財の保存と活用	a まちづくり事業との連携強化 b 環境学習都市推進事業との連携強化 c 観光振興事業との連携強化	
	エ 文化財と高度情報社会	○高度情報社会における文化財の保存と活用	a 西宮市情報システムとの連携事業	
	オ 文化財と超高齢社会	○超高齢社会における文化財の保存と活用	a 文化財調査ボランティア事業 b 歴史愛好グループ連携講座事業 c 民俗調査事業	

資料 2 計画策定の目的と経過

1 計画の目的

- (1) 市域に所在する文化財について、指定文化財や未指定文化財を問わずそのいっそうの活用
の推進と確実な保存に取り組むため、市文化財保護条例第 4 条に規定する「文化財の保護
に関する基本的総合的施策」を作成し、それらを実施していく計画を策定するため。
- (2) 第 4 次総合計画の部門別計画として作成し、文化財の保存と活用のいっそうの推進を図る
ため。

2 策定の経過

審議年月日	審議等の内容
平成 21 年 7 月 21 日	本市教育委員会委員長より、本市文化財審議会委員長に対して「文化財の保存と活 用に関する総合的な計画について」諮問される。
平成 21 年 9 月 15 日	文化財審議会において諮問内容の説明
平成 22 年 3 月 24 日	文化財審議会において答申作成にむけて審議開始
平成 22 年 6 月 14 日	文化財審議会において答申内容の審議
平成 23 年 3 月 24 日	文化財審議会において答申内容の審議
平成 23 年 9 月 9 日	文化財審議会において答申内容の審議及び答申書の文案調製
平成 24 年 1 月 27 日	本市文化財審議会委員長より、本市教育委員会委員長に対して「西宮市における文 化財の保存と活用に関する総合的な計画について」答申。
平成 24 年 12 月 7 日	文化財審議会委員に「西宮市における文化財の保存と活用に関する総合的な計画に ついて（案）」の内容を報告し審議。
平成 25 年 1 月 8 日	文化財審議会委員に「西宮市における文化財の保存と活用に関する総合的な計画に ついて（案）」の内容を報告。
平成 25 年 3 月 25 日 ～5 月 12 日	意見提出手続きを実施

3 計画の名称

西宮市における文化財の保存と活用に関する総合的な計画

4 西宮市文化財審議会委員

第 18 期 西宮市文化財審議会委員（任期：平成 19 年 10 月 1 日から平成 21 年 9 月 30 日まで）

	氏名	役職等	専門分野
委員長	多淵 敏樹	神戸大学名誉教授	建造物 史跡
副委員長	上井 久義	関西大学名誉教授	有形・無形民俗文化財 無形文化財
	加地 宏江	関西学院大学名誉教授	古文書 書籍 典籍
	武田 義明	神戸大学教授	天然記念物
	櫃本 誠一	大手前大学教授	史跡 考古資料

第 19・20 期 西宮市文化財審議会委員（任期：平成 21 年 10 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日まで）

	氏名	役職等	専門分野
委員長	櫃本 誠一	大手前大学教授	史跡 考古資料
副委員長	林 進	大手前大学非常勤講師	美術工芸品 彫刻
	山中 浩之	大阪府立大学名誉教授	古文書 書籍 典籍
	黒田 龍二	神戸大学教授	建造物 史跡
	森 隆男	関西大学教授	有形・無形民俗文化財 無形文化財
	浅見 佳世	里と水辺研究所取締役	天然記念物

資料 3 西宮市の位置と環境

(1) 自然的環境

ア 地形と地質

西宮市は、南は大阪湾に臨み、それに向かって南流する武庫川、夙川の扇状地である武庫平野に市街地が広がっています。この標高 10m 以下の扇状地北西には、比高 10~20m の崖（がけ）を伴って、階段状の台地である標高約 70m までの段丘が広がっています。

段丘は、下位より、満池谷累層（まんちだにるいそう）・香櫨園累層・甲陽園累層などの大阪層群及び伊丹礫層が露頭する低位段丘、上ヶ原礫層が露頭する中位段丘、五ヶ山礫層が露頭する高位段丘からなります。それら段丘は、気候の寒暖と地盤の隆起沈降を繰り返した結果により形成された地形です。例えば、満池谷累層には、寒冷期の植物遺体が含まれるラリックス層や、温暖な気候を示す化石が含まれるアデク層などが認められます。

南西から北東方向に走る東六甲の断層帯のうち、甲陽断層が中位段丘の背後にあり、そのさらに北側に芦屋断層があります。甲陽断層と芦屋断層の間には先の段丘礫層等が階層状に見られます。また、花崗岩からなる標高 200m 前後の通称北山山塊があり、その中央付近には、噴出した安山岩がドーム状を呈する標高約 309m の甲山がそびえています。芦屋断層を挟んで北側には、基盤岩花崗岩からなる六甲山が急峻な斜面を形成しています。六甲山最高点は、931.3m に達します。最高点を挟んで南側に五助橋断層（ごすけばしだんそう）、北側に六甲断層が走ります。

ここから北に向かって地形はゆるやかに下ります。五助橋断層に沿った武庫川の支流太多田川の上流付近以北は神戸層群が堆積し、周囲を有馬層群が露頭する山塊が取り囲む三田盆地を形成しています。三田盆地には、六甲山を水源とする有馬川が北流します。三田盆地の東部には塩瀬断層が東西に走り、それに沿って名塩川が東流し、武庫川に合流します。

海浜は、東六甲の山塊に発して南流する河川が急峻な山地や段丘崖を下りながら花崗岩を主体とする山体を浸食し、急激な地形変換点を経て平野部に至り急速な堆積によって形成した扇状地の末端にあたります。砂浜は、夙川、宮川、御手洗川などの河口に堆積した花崗岩を起源とする砂礫と、それらが大阪湾の潮流によって運ばれ、堆積したものです。

イ 気候と自然災害

西宮地方は、六甲山地を境として南北で気候が異なります。南部西宮地方はいわゆる瀬戸内気候区に含まれ、六甲山地が北西の冬の季節風を遮るため温暖で晴天に恵まれており、「住み

やすいまち西宮」の大きな要因となっています。

月別に西宮南部の温湿度をみると、7月、8月は温度湿度とも最も高く 28度 75%前後の平均気温湿度であるいっぽう、1月、2月は5度 65%と最も低くなります。5月は平均気温約 18度 湿度 68%であり最も過ごしやすい気候といわれます。風は北寄りの風が最も多く南寄りの風がこれに次ぎます。

市内では、西宮神社の社叢ほか社叢林 3件と巨木 5件のほか、甲山湿原、広田神社のコバノミツバツツジ群落が県及び市天然記念物に指定されています。社叢林はクスヤカシ、シイ等常緑広葉樹を高木層とし、場所によってはクロガネモチやヒメユズリハなどが加わります。甲山湿原は、かつて六甲山地域に多く点在した湿原のひとつで、ヌマガヤ-チゴザサ群落の暖地性湿原です。

比較的温かな気候下にある西宮南部地方においては、台風及び集中豪雨による洪水、高潮、土石流などが発生し、たびたび甚大な被害を与えています。昭和 9 年 9 月に近畿地方を襲った室戸台風により暴風と豪雨に加えて高潮が発生し、西宮市南部は甚大な被害をこうむりました。死者及び行方不明者 22 人、重傷者 13 人、流失・全半壊家屋 462 棟、浸水家屋 5,274 棟、堤防の決壊と樋門の破損も著しく、浸水面積は 275.2ha に及びました。

その後も、昭和 10 年には梅雨期の集中豪雨による水害、昭和 13 年には阪神大水害と呼ばれる梅雨期の集中豪雨がもたらした土石流・山崩れ被害などが続きました。大戦後も、昭和 25 年 ジェーン台風、昭和 26 年 ルース台風、昭和 36 年 6 月豪雨、昭和 36 年 第 2 室戸台風、昭和 40 年 23 号台風など、たびたび大規模な水害をこうむっています。とくに、ジェーン台風では、再び大きな高潮が発生し、室戸台風被害以降に改修された防潮堤を越波、破堤しました。

平成 7 年 1 月 17 日、兵庫県南部地震が発生し、阪神・淡路大震災が引き起こされました。被害は全体で死者 6,402 人、全壊家屋 104,906 棟に及び、西宮市では、死者 1,146 人、倒壊家屋 61,238 世帯という甚大なものでした。被害は指定文化財にも及び、建造物 3 件が指定解除となりました。

(2) 歴史的環境

ア 原始・古代

西宮市内では、旧石器時代及び縄文時代の明確な遺跡は未発見です。苦楽園六番町からは後期旧石器時代に属するナイフ形石器が発見されていて、隣接する芦屋市岩ヶ平（いわがひら）遺跡と一連の遺跡であると考えられます。縄文時代の石器は、甲山山頂遺跡、岡田山遺跡、上ヶ原新田墓地遺跡で採集されており、近傍に集落遺跡が所在する可能性があります。弥生時代前期に始まる集落遺跡として、市域南部に越水山遺跡、北口町遺跡、津門稻荷町遺跡がありま

す。また、弥生時代後期のいわゆる高地性集落として、仁川五ヶ山遺跡があります。同遺跡からほど近い甲山山頂では銅戈が、臨海部の津門大塚町付近からは銅鐸が発見されています。高松町遺跡では、水田跡が検出されています。

市内の前方後円墳には、中期から後期にかけての津門稻荷山古墳、津門大塚山古墳、上ヶ原車塚古墳が所在したことが知られますが、地上部はいずれも現存しません。後期以降の大型横穴式石室古墳として、実戦的な馬具等豊富な副葬品が出土した具足塚古墳、組合式石棺を有する仁川五ヶ山古墳群があります。上ヶ原古墳群、神園古墳群、八十塚古墳群など丘陵地に位置する群集墳のほか、詳細未詳ながら津門地区では該期の須恵器が多く出土していて、臨海地に埋没する古墳群の所在が推定できます。また、津門地区の北に広がる高畑町遺跡では、古墳時代中・後期の大型建物跡等が検出されており、相互の関連が注目されます。北部山口町には、いわゆる終末期古墳の範疇に含まれる青石古墳が知られます。

イ 古代・中世

古代には、西宮地方は西国と都を結ぶ航路上に位置し、近傍に河口港と考えられる武庫水門があって、津門においては漢織呉織のような渡来人伝説を生み出しています。延喜式神名帳に記載がある神社として、広田神社、名次神社、岡太神社、公智神社があります。広田神社は神功皇后が武庫水門で占い、天照大神の荒御霊（あらみたま）を広田に祭ったことをはじめとします。一方、公智神社は有馬温泉に近い山口町にあり、社名が孝徳天皇の有馬温泉行幸の伝説にかかわります。

平安時代には、「西宮」は広田神社を指しました。当時の広田神社には、海岸近くに南宮といわれる別宮のうちの摂社にエビス神が祭られており、それが西宮神社の元となったといわれます。一方、西宮神社には、東の鳴尾の沖で漁師の網にかかった神を祭ったことから始まるという興味深い伝承もあります。西宮神社が位置する砂州は次第に発達・拡大して、門前町を形成します。この周辺では平安時代末ころ以降、連綿と遺物が出土し、現在の西宮市街の基盤となったことがわかります。そのころ広田神社は都の貴族の尊崇を集め、3度の歌合せ（うたあわせ）が知られています。

高畑町遺跡は、古代にあっては「摂津国武庫郡日下部某」木簡・和同開珎・斎串などが出土した井戸跡や大型建物跡群などが検出されています。奈良時代・平安時代の官衙的性格をうかがわせ、古代の西宮地方において他とは隔絶した内容と規模の遺跡です。

平安時代末には、真言宗寺院神呪寺、鷲林寺が建立されました。神呪寺には空海や地方豪族日下部氏出身の尼僧がかかわる開基伝説があります。神呪寺には、重要文化財仏像彫刻 4 軀のほか、多くの仏教美術品が伝わります。

鎌倉時代には西宮神社の門前に市街が拡大し、禅宗寺院順心寺・六湛寺・海清寺が建立され

ました。また、北部生瀬町の武庫川のほとりにある浄橋寺は出土した仁治二年（1241）銘古瓦が創建瓦であると考えられ、重要文化財木造阿弥陀如来坐像及び両脇侍像、兵庫県指定文化財善恵上人伝絵、市指定文化財である石塔群等多数の文化財が伝えられています。一方、津門地区にある浄土宗寺院昌林寺には、重要文化財阿弥陀如来立像・善導大師坐像が、北部山口町にある浄土真宗寺院明德寺には、重要文化財阿弥陀如来立像が伝わります。

ウ 近世

永正 13 年（1519）瓦林正頼が築いた越水城は、堀・壁・土居・矢倉を備えた「本城」の周囲に「外城」を構え、家臣団の屋敷を従え西宮にはその他の家人たちを住ませたといい、城下町の前駆ともいわれます。越水城の眼下を通る山陽道は、江戸時代には脇往還山崎通となりました。西宮は山崎通随一の宿駅として江戸時代末には人口 8 千人を超えます。もうひとつの宿駅である生瀬は、山陽道から分かれて有馬温泉や播磨・丹波地方への途上の武庫川西岸にあり、江戸時代には荷物継立ての宿駅として繁栄しました。宿駅業務などを記した古文書が浄橋寺に残っています。

西宮地方は尼崎藩領・幕府直轄領等が入り組み、上知（あげち）によって直轄領が拡大しました。市内には、当時の支配地を示す尼崎藩領界碑が 3 箇所に残ります。西宮町には、尼崎藩陣屋が置かれ、明和 6 年（1769）の上知の後大坂町奉行所勤番所となりました。勤番所から後の西宮町役場に伝わったとみられる「慶長十年撰津国絵図」（兵庫県指定文化財）からは、近世初頭における当地方の村高、交通路等を知ることができます。

西宮町の周辺の台地上や低湿地では、水路・溜池を設けて新田開発が進み（西宮市指定史跡上ヶ原用水路等）、干鰯や綿の絞り粕など金肥を用いて、綿を生産する農業が発達しました。それら農村を経営した大庄屋・庄屋を務めた岡本家、中村家、中島家、鳥飼家などに古文書（西宮市指定文化財）が伝わります。

西宮・今津は、米・水・寒冷な冬季季節風のほか、農閑期の労働力、急流を利用した水車精米に恵まれて効率的な清酒の製造が行われました。江戸時代後半から明治にかけては、西宮・大坂と江戸を結ぶ樽廻船の輸送によって、江戸積み酒造地として大きく発展しました。今津には、経済力を背景に大観楼といわれる郷学所が経営されました（『今津先賢遺文集』）。酒を積み出す今津港に灯台が建造され、「今津燈台」（西宮市指定文化財）として現在に伝わります。西宮町は、尼崎藩、後に大坂町奉行所の支配を受け、門前町・宿駅町としての「町方」と酒造町としての「浜方」及び周辺の農村からなっていました。

江戸時代後半期には、群衆運動が活発化しました。文政 13 年（1830）全国に拡大した御蔭（おかげ）参りは、先の岡本家の古文書にも参宮の様子が記されています。それに続いて発生

した御蔭踊りが、翌年には当地方へも伝わりました（市指定文化財「越木岩神社の御蔭踊り図絵馬」）。慶応 2 年（1866）に西宮の窮民による打ち壊しが発生し、翌慶応 3 年に大坂・西宮などでええじゃないかが流行しました。慶応 3 年大政奉還の後、武力倒幕を謀る長州が六湛寺に本陣を、海清寺に奇兵隊を置くなど西宮を拠点としました。『老いの思い出』（吉井良秀）には、ええじゃなかの群衆が長州藩宿所に入り込み、兵士共々踊ったことが記されています。幕末には、文久 3 年（1863）に尼崎藩が農兵の砲術訓練を行ったり、慶応 2 年に西宮砲台（国指定史跡）等が建造されたりするなど摂海防備が行われました。

エ 近代

西宮地方は、明治 22 年（1889）町村制施行により、武庫郡では西宮町・今津村・芝村・大社村・甲東村・瓦木村・鳴尾村、有馬郡では、山口村・塩瀬村が誕生しました。西宮町には武庫郡役所が置かれ、当地域の行政の中心となりました。大正 14 年に西宮が市制を施行した後、昭和 8 年に今津町・芝村・大社村、昭和 16 年に甲東村、昭和 17 年に瓦木村、昭和 26 年に鳴尾村・山口村・塩瀬村を合併して、現在の西宮市域を形成しました。

洋風建築等近代を象徴する建築物に、旧今津小学校舎「六角堂」（明治 15 年-1882）、旧辰馬喜十郎住宅（兵庫県指定文化財・明治 21 年-1888）、甲子園球場（大正 13 年-1924）、多聞ビル（昭和 3 年）、甲子園ホテル（昭和 5 年-1930）などがあります。

明治 7 年（1874）に大阪と神戸の間に鉄道が開通し、その中間の駅として「西ノ宮」駅が設けられました。明治 38 年（1905）には阪神電車本線が、大正 9 年（1920）には阪急電車神戸線が開業し、神戸-大阪間の交通が急速に発達しました。郊外電車が開通した大阪近郊の小都市には大阪市で働く人のための郊外型の娯楽施設や住居開発が盛んになり、西宮地方では、明治 40 年「香櫨園娯楽場」、明治 39 年「苦楽園明礬谷保勝会」、明治 40 年「関西競馬倶楽部競馬場」、明治 41 年「鳴尾速歩競馬会競馬場」、大正 7 年「甲陽園」、大正 11 年「甲東園住宅地」、前掲の「甲子園球場」、昭和 3 年「甲子園住宅地」、昭和 12 年「西宮球場」などがありました。それらと並行して旧市街地の区画整理が進められ、西宮市街の骨格が形成されました。

昭和初期には上ヶ原に関西学院が、岡田山に神戸女学院が移転し、洋風建築からなる校舎群が独特の景観を形づくっています。これら学舎に加えて、松山大学温山記念館、武庫川女子大学甲子園会館等 7 件が国登録文化財建造物となっています。

(3) 民俗と無形文化財

ア 西宮浜の漁業

広田神社・西宮神社の前面の海を江戸時代「御前の澳（沖）」とも言い、その海岸を「御前

の浜」とも言いました。この海で採れる鯛や河口付近で採れる白魚などが、『山海名産図会』や『摂津名所図会』に描かれています。また、綿の栽培に欠かせなかった干鰯の原料である鰯を大量にとるための漁法が発達しました。これら西宮や周辺の地方の漁法や酒造り、樽廻船などに関係の深い人々が、生業や技術、信仰を携えて関東地方に移り住んでいました。その後、西宮の海浜では昭和 40 年ころまで漁業が続けられていました。郷土資料館では、その最末期の漁業の姿を知ることができる漁具の一括資料が収集されています。

イ 祭礼、構

最近の調査で、市内各所にだんじりを巡行するまつりや講が行われていることがわかりました。

北部の山口、塩瀬の旧集落においては、今は町内会となっている地区ごとにだんじりを保有して、それぞれ公智神社、名塩八幡神社の秋の祭礼時には巡行する地域社会が維持されています。市内では、観音講、地蔵講や伊勢講が寺院の檀家や町内会の規模で行われていることが少なくなく、行者講も一部で行われるなど、市内各所に、民俗的な社会組織の存在が知られます。

鳴尾地区小松の岡太神社では、秋の祭礼として「岡太神社の一時上臈」（市指定無形民俗文化財）があります。元は南講と北講に分かれて年番で頭屋を勤めていました。江戸時代の地誌や北講の記録から、近世の民俗儀礼が現代までよく伝わっていることがわかります。

ウ 名塩紙

塩瀬町名塩には、江戸時代以前から続く紙漉（かみす）きの技術（重要無形文化財「名塩雁皮紙」）があります。技術は越前から伝わったといわれ、名塩には東山弥右衛門が伝えたという伝説が残っています。名塩と越前の関連を記した初見として、『絵入有馬名所記』（寛文 12 年-1672）に、「名塩紙 鳥の子を始て五の色紙、雲紙までもすき出す事、越前につきては世にかくれたなき名塩なるべし、そのかみ乃記、私か末も彼所にありけるにや」とあります。名塩紙は、①主原料を雁皮（がんび）とすること、②名塩産の泥土を混和すること、③男性による溜漉（ためす）きを行うことを特徴とします。襖（ふすま）下紙や箔打（はくうち）紙、藩札（はんさつ）原紙として大きな需要がありました。名塩紙をはじめ和紙の学習拠点として、平成元年に名塩和紙学習館が開館しました。

また、名塩には幕末維新时期に蘭学塾が建てられました（文久 2 年-1862～明治 2 年-1869）。大坂適塾出身の伊藤慎蔵が開いた塾で、適塾の緒方洪庵は名塩出身の八重を妻としていて、伊藤の妻も八重の紹介でした。

資料4 西宮市に所在する指定等文化財一覧

国宝	種類	名称	員数	所在地	指定年月日	所有者
1	工芸	短刀 銘来國俊	1口	西宮市苦楽園三番町14-50	昭和28年11月14日	公益財団法人黒川古文化研究所
2	工芸	短刀 朱銘貞宗（名物伏見貞宗）本阿（花押）	1口	西宮市苦楽園三番町14-50	昭和29年3月20日	公益財団法人黒川古文化研究所
重要文化財	種類	名称	員数	所在地	指定年月日	所有者
1	建造物	西宮神社表大門	1棟	西宮市社家町1-17	大正15年4月19日	宗教法人西宮神社
2	建造物	西宮神社大練塀	3棟	西宮市社家町1-17	昭和13年7月4日	宗教法人西宮神社
3	絵画	紙本着色山王蓋験記	1巻	西宮市上甲東園1-10-40	昭和13年7月4日	公益財団法人頼川美術館
4	絵画	紙本着色美保松原図	6幅	西宮市上甲東園1-10-40	昭和34年6月27日	公益財団法人頼川美術館
5	絵画	絹本着色阿弥陀曼荼羅図	1幅	西宮市上甲東園1-10-40	昭和48年6月6日	公益財団法人頼川美術館
6	絵画	絹本着色淡彩寒林重汀図 董其昌の標題がある	1幅	西宮市苦楽園三番町14-50	昭和45年5月25日	公益財団法人黒川古文化研究所
7	絵画	絹本着色安倍仲麻呂明州望月 円通大師呉門隠棲図 富岡鉄斎筆 大正三年五月の年紀がある 六曲屏風	1双	西宮市松下町2-28	昭和44年6月20日	公益財団法人辰馬考古資料館
8	絵画	紙本着色三十六歌仙切（伊勢）佐竹家伝来	1幅	甲子園四番町	昭和10年4月30日	（個人）
9	絵画	紙本着色三十六歌仙切（重之）佐竹家伝来	1幅	甲子園四番町	昭和11年5月6日	（個人）
10	彫刻	木造如意輪観音坐像	1躯	西宮市甲山町25-1	明治37年2月18日	宗教法人神呪寺
11	彫刻	木造不動明王坐像	1躯	西宮市甲山町25-1	明治37年2月18日	宗教法人神呪寺
12	彫刻	木造弘法大師坐像	1躯	西宮市甲山町25-1	明治37年2月18日	宗教法人神呪寺
13	彫刻	木造聖観音立像	1躯	西宮市甲山町25-1	明治37年2月18日	宗教法人神呪寺
14	彫刻	木造阿弥陀如来立像	1躯	西宮市津門西口町14-12	明治37年2月18日	宗教法人昌林寺
15	彫刻	木造善導大師坐像	1躯	西宮市津門西口町14-12	大正9年4月15日	宗教法人昌林寺
16	彫刻	木造阿弥陀如来及両脇侍像	1躯	西宮市生瀬町2丁目20-24	明治37年2月18日	宗教法人浄橋寺
17	彫刻	木造阿弥陀如来立像	1躯	西宮市山口市町上山口1-4-5	明治37年2月18日	宗教法人明德寺
18	工芸	赤染茶碗（無一物）長次郎作	1口	西宮市上甲東園1-10-40	昭和46年6月22日	公益財団法人頼川美術館
19	工芸	銅鐘（寛文二年ノ銘文アリ）	1口	西宮市生瀬町2丁目20-24	明治37年2月18日	宗教法人浄橋寺
20	工芸	太刀 菊御作	1口	西宮市苦楽園三番町14-50	昭和25年8月29日	公益財団法人黒川古文化研究所
21	工芸	太刀 銘備前國長船住景光 裏口月日	1口	西宮市苦楽園三番町14-50	昭和25年8月29日	公益財団法人黒川古文化研究所
22	工芸	太刀 銘大和則長作	1口	西宮市苦楽園三番町14-50	昭和27年7月19日	公益財団法人黒川古文化研究所
23	工芸	刀 無銘傳行光	1口	西宮市苦楽園三番町14-50	昭和27年7月19日	公益財団法人黒川古文化研究所
24	工芸	刀 無銘傳行光	1口	西宮市苦楽園三番町14-50	昭和27年7月19日	公益財団法人黒川古文化研究所
25	工芸	太刀 銘國光	1口	西宮市苦楽園三番町14-50	昭和27年7月19日	公益財団法人黒川古文化研究所
26	工芸	刀 無銘長谷部	1口	西宮市苦楽園三番町14-50	昭和28年3月31日	公益財団法人黒川古文化研究所
27	工芸	豊干禪師因鐸 銘安親	1口	西宮市苦楽園三番町14-50	昭和28年11月14日	公益財団法人黒川古文化研究所
28	工芸	刀 銘慶長九年十一月吉日信濃守國廣作 依賀茂祝 重邦所望打之	1口	西宮市苦楽園三番町14-50	昭和30年2月2日	公益財団法人黒川古文化研究所
29	工芸	太刀 銘一	1口	西宮市苦楽園三番町14-50	昭和30年6月22日	公益財団法人黒川古文化研究所
30	工芸	太刀 銘包次	1口	西宮市苦楽園三番町14-50	昭和53年6月15日	公益財団法人黒川古文化研究所
31	工芸	太刀 銘國宗	1口	西宮市南郷町	昭和12年5月25日	（個人）
32	工芸	古越前広口壺 嘉元四年八月十七日	1口	西宮市鷺林寺町	昭和50年6月12日	（個人）
33	工芸	太刀 銘兼氏	1口	西宮市甲陽園西山町	昭和28年11月14日	（個人）
34	工芸	黒漆合口腰刀拵	1口	西宮市上ヶ原四番町	昭和36年2月17日	（個人）
35	書跡	紫紙金字金光明最勝王経卷第三	1巻	西宮市苦楽園三番町14-50	昭和25年8月29日	公益財団法人黒川古文化研究所
36	書跡	伏見天皇宸翰御願文（正和五年十一月廿五日）料紙ニ金銀泥藤花文様アリ	1巻	西宮市苦楽園三番町14-50	昭和25年8月29日	公益財団法人黒川古文化研究所
37	書跡	継色紙 冬上（ふゆこもり）	1幅	西宮市城山	昭和33年2月8日	（個人）
38	書跡	靈石如芝墨蹟 正常偈 天曆庚午孟春	1幅	西宮市甲子園四番町	昭和39年1月28日	（個人）
39	考古資料	流水文銅鐸 福井縣坂井郡大石村字井向出土	1口	西宮市松下町2-28	昭和28年3月31日	公益財団法人辰馬考古資料館
40	考古資料	注口土器 茨城県稲敷郡高田村権塚貝塚出土	1個	西宮市松下町2-28	昭和28年3月31日	公益財団法人辰馬考古資料館
41	考古資料	流水文銅鐸	1口	西宮市松下町2-28	昭和35年6月9日	公益財団法人辰馬考古資料館
42	考古資料	横帯文銅鐸 伝伯耆国出土	1口	西宮市松下町2-28	昭和35年6月9日	公益財団法人辰馬考古資料館
43	考古資料	変形方格渦文鏡	1面	西宮市松下町2-28	昭和35年6月9日	公益財団法人辰馬考古資料館
44	考古資料	土偶 千葉県銚子市（旧海上郡海上村）余山貝塚出土	1個	西宮市松下町2-28	昭和36年2月17日	公益財団法人辰馬考古資料館
45	考古資料	袈裟襷文銅鐸 大阪府南河内郡太子町大字山田出土	1口	西宮市松下町2-28	昭和37年2月2日	公益財団法人辰馬考古資料館
46	考古資料	人面裝飾付注口土器 茨城県稲敷郡東村大字福田出土	1個	西宮市松下町2-28	昭和38年2月14日	公益財団法人辰馬考古資料館
47	考古資料	袈裟襷文銅鐸	1口	西宮市松下町2-28	昭和38年2月14日	公益財団法人辰馬考古資料館
48	考古資料	袈裟襷文有鍔銅鐸	1口	西宮市松下町2-28	昭和59年6月6日	公益財団法人辰馬考古資料館
49	考古資料	突線袈裟襷文銅鐸 愛知県名古屋市瑞穂区軍水町出土	1口	西宮市松下町2-28	昭和59年6月6日	公益財団法人辰馬考古資料館
50	考古資料	袈裟襷文銅鐸	1口	西宮市松下町2-28	昭和59年6月6日	公益財団法人辰馬考古資料館
51	考古資料	袈裟襷文銅鐸 岡山県井原市木之子町猿森出土	1口	西宮市松下町2-28	昭和59年6月6日	公益財団法人辰馬考古資料館
52	考古資料	袈裟襷文銅鐸 伝奈良県出土	1口	西宮市松下町2-28	昭和59年6月6日	公益財団法人辰馬考古資料館
53	考古資料	流水文銅鐸	1口	西宮市松下町2-28	昭和60年6月6日	公益財団法人辰馬考古資料館
54	考古資料	流水文銅鐸	1口	西宮市松下町2-28	昭和60年6月6日	公益財団法人辰馬考古資料館
55	考古資料	流水文銅鐸	1口	西宮市松下町2-28	昭和60年6月6日	公益財団法人辰馬考古資料館
56	考古資料	長門国鑄銭遺物	1口	西宮市松下町2-28	昭和39年1月28日	公益財団法人辰馬考古資料館
57	考古資料	突線袈裟襷文銅鐸 滋賀県野洲郡野洲町小篠原大岩山出土	1口	西宮市松下町2-28	昭和61年6月6日	公益財団法人辰馬考古資料館
58	考古資料	注口土器 青森県西津軽郡木造町亀ヶ岡遺跡出土	1個	西宮市松下町2-28	平成元年6月12日	公益財団法人辰馬考古資料館
59	考古資料	碧玉製模造品弓矢等 伝奈良県天理市布留出土	8個	西宮市苦楽園三番町14-50	昭和39年1月28日	公益財団法人黒川古文化研究所
60	考古資料	羽黒山御手洗池出土銅鏡	140面	西宮市苦楽園三番町14-50	昭和43年4月25日	公益財団法人黒川古文化研究所
61	考古資料	銅鏡 山城国物集女惠美須山古墳出土	1面	西宮市苦楽園一番町	昭和12年5月25日	（個人）
62	史跡	西宮砲台		西宮市西波止町西波止6番の1ほか	大正11年3月8日	阪神電気鉄道株式会社

63	無形	人形浄瑠璃文楽人形		西宮市川東町	平成6年6月27日	塚本和男(吉田文雀)
64	無形	名塩雁皮紙		西宮市名塩	平成14年7月8日	谷野武信(谷野剛惟)

国登録有形文化財	種類	名称	員数	所在地	指定年月日	所有者
1	建造物	松山大学温山記念会館 本館	1棟	西宮市甲子園口1-12-31	平成18年3月23日	学校法人松山大学
2	建造物	松山大学温山記念会館 第二研修所	1棟	西宮市甲子園口1-12-31	平成18年3月23日	学校法人松山大学
3	建造物	松山大学温山記念会館 倉庫	1棟	西宮市甲子園口1-12-31	平成18年3月23日	学校法人松山大学
4	建造物	松山大学温山記念会館 防空壕	1棟	西宮市甲子園口1-12-31	平成18年3月23日	学校法人松山大学
5	建造物	松山大学温山記念会館 表門	1所	西宮市甲子園口1-12-31	平成18年3月23日	学校法人松山大学
6	建造物	松山大学温山記念会館 外塀	1棟	西宮市甲子園口1-12-31	平成18年3月23日	学校法人松山大学
7	建造物	浦家住宅主屋	1棟	西宮市南郷町	平成19年8月13日	(個人)
8	建造物	旧山本家住宅(山本清記念財団会館) 主屋	1棟	西宮市結善町3	平成19年12月19日	財団法人山本清記念財団
9	建造物	旧山本家住宅(山本清記念財団会館) 蔵	1棟	西宮市結善町3	平成19年12月19日	財団法人山本清記念財団
10	建造物	旧山本家住宅(山本清記念財団会館) 茶室	1棟	西宮市結善町3	平成19年12月19日	財団法人山本清記念財団
11	建造物	旧山本家住宅(山本清記念財団会館) 門衛所	1棟	西宮市結善町3	平成19年12月19日	財団法人山本清記念財団
12	建造物	旧山本家住宅(山本清記念財団会館) 表門及び塀	1棟	西宮市結善町3	平成19年12月19日	財団法人山本清記念財団
13	建造物	武庫川女子大学甲子園会館(旧甲子園ホテル)	1棟	西宮市戸崎町6ほか	平成21年1月22日	学校法人武庫川学院
14	建造物	関西学院大学時計台(旧図書館)	1棟	西宮市上ヶ原一番町2-10	平成21年8月25日	学校法人関西学院
15	建造物	神戸女学院大学 講堂・総務館・チャペル	1棟	西宮市岡田山13-1ほか	平成21年11月19日	学校法人神戸女学院
16	建造物	神戸女学院大学 図書館	1棟	西宮市岡田山13-1ほか	平成21年11月19日	学校法人神戸女学院
17	建造物	神戸女学院大学 文学館	1棟	西宮市岡田山13-1ほか	平成21年11月19日	学校法人神戸女学院
18	建造物	神戸女学院大学 理学館	1棟	西宮市岡田山13-1ほか	平成21年11月19日	学校法人神戸女学院
19	建造物	神戸女学院大学 音楽学部一号館	1棟	西宮市岡田山13-1ほか	平成21年11月19日	学校法人神戸女学院
20	建造物	西宮神社瑞寶橋	1基	西宮市社家町11	平成25年3月29日	宗教法人西宮神社
21	建造物	西宮神社嘉永橋	1基	西宮市社家町11	平成25年3月29日	宗教法人西宮神社

兵庫県指定重要文化財	種類	名称	員数	所在地	指定年月日	所有者
1	絵画	紙本着色善慧上人伝絵	6巻	西宮市生瀬町2丁目20-24	昭和37年3月25日	宗教法人浄橋寺
2	建造物	八幡神社本殿	1棟	西宮市若山町3-31	昭和55年3月25日	宗教法人八幡神社
3	建造物	旧辰馬喜十郎住宅	1棟	西宮市浜町	昭和57年3月26日	(個人)
4	歴史資料	慶長十年撰津国絵図	1枚	西宮市川添町15-26	平成12年5月21日	西宮市(郷土資料館保管)
5	考古資料	流水文銅鐸(伝淡路出土)	1口	西宮市松下町2-28	昭和62年3月24日	公益財団法人辰馬考古資料館
6	考古資料	袈裟褌文銅鐸(兵庫県伊丹市中村出土)	1口	西宮市松下町2-28	昭和62年3月24日	公益財団法人辰馬考古資料館
7	考古資料	袈裟褌文銅鐸(兵庫県宍粟郡一宮町間賀字西山出土)	1口	西宮市松下町2-28	昭和62年3月24日	公益財団法人辰馬考古資料館
8	考古資料	袈裟褌文銅鐸(兵庫県洲本市淡路川出土)	1口	西宮市松下町2-28	昭和62年3月24日	公益財団法人辰馬考古資料館
9	考古資料	横帯文銅鐸(出土地不詳)	1口	西宮市松下町2-28	昭和63年3月24日	公益財団法人辰馬考古資料館
10	考古資料	流水文銅鐸(伝滋賀県出土)	1口	西宮市松下町2-28	昭和63年3月24日	公益財団法人辰馬考古資料館
11	考古資料	流水文銅鐸(出土地不詳)	1口	西宮市松下町2-28	昭和63年3月24日	公益財団法人辰馬考古資料館
12	考古資料	流水文銅鐸(徳島県麻植郡川島町川島神社出土)	1口	西宮市松下町2-28	昭和63年3月24日	公益財団法人辰馬考古資料館
13	考古資料	流水文銅鐸(徳島県徳島市榎瀬町出土)	1口	西宮市松下町2-28	昭和63年3月24日	公益財団法人辰馬考古資料館
14	無形民俗文化財	名塩紙技術		西宮市塩瀬町名塩2丁目10-8	昭和58年3月29日	名塩紙技術保存会
15	有形民俗文化財	灘酒造用具一式 付酒造用桶・樽づくり道具一式	214種 517点	西宮市浜町4-10	昭和57年3月26日	公益財団法人白鹿記念酒造博物
16	天然記念物	西宮神社社叢	指定面積 13000㎡	西宮市社家町1-17	昭和36年5月12日	宗教法人西宮神社
17	天然記念物	満池谷層の植物遺体包含層	指定面積 1061.76㎡	西宮市神原30	昭和40年3月16日	西宮市
18	天然記念物	海清寺の大クス	1本	西宮市六湛寺町7-25	昭和41年3月22日	宗教法人海清寺
19	天然記念物	広田神社のコバノミツバツツジ群落		西宮市大社町112	昭和44年3月25日	宗教法人廣田神社
20	天然記念物	日野神社社叢	指定面積 3500㎡	西宮市日野町2-51	昭和46年4月1日	宗教法人日野神社
21	天然記念物	山口の大カヤ	1本	西宮市山口町中野	昭和48年3月29日	(個人)
22	天然記念物	越木岩神社の社叢	指定面積 7700㎡	西宮市巖岩町5-4	昭和49年3月22日	宗教法人越木岩神社

西宮市指定重要文化財	種類	名称	員数	所在地	指定年月日	所有者
1	絵画	絹本着色四社明神画像	1幅	西宮市下大市東町23-3	昭和49年3月20日	宗教法人永福寺
2	絵画	絹本着色虎間節鍊画像	1幅	西宮市六湛寺町10-40	昭和50年3月12日	宗教法人茂松寺
3	絵画	紙本着色神呪寺縁起絵巻	3巻	西宮市甲山町25-1	昭和55年3月11日	宗教法人神呪寺
4	絵画	絹本着色無因宗因画像	1幅	西宮市六湛寺町7-25	昭和55年3月11日	宗教法人海清寺
5	彫刻	弥陀石仏	1軀	西宮市瓦林町16-8	昭和51年3月15日	宗教法人極楽寺
6	彫刻	木造大日如来坐像	1軀	西宮市段上町3丁目2-3	昭和56年3月25日	宗教法人西広寺
7	彫刻	木造観音菩薩・勢至菩薩像	2軀	西宮市津門西口町14-12	平成12年2月1日	宗教法人昌林寺
8	工芸	西宮神社銅鐘	1口	西宮市社家町1-17	昭和49年3月20日	宗教法人西宮神社
9	古文書	名塩産藩札文書と名塩の私札	7通40枚	西宮市苦楽園三番町14-50	昭和52年3月9日	公益財団法人黒川古文化研究所
10	古文書	岡本家文書	68合一括	西宮市川添町15-26	昭和54年3月25日	個人(郷土資料館保管)

11	古文書	浄橋寺文書	13合一括	西宮市生瀬町2丁目20-24	昭和56年3月25日	宗教法人浄橋寺
12	古文書	下大市文書	13合一括	西宮市川添町15-26	昭和60年3月25日	個人(郷土資料館保管)
13	古文書	鳥飼家文書	1合	西宮市川添町15-26	平成2年3月27日	個人(郷土資料館保管)
14	古文書	桜戸雑話	5冊	西宮市川添町15-26	平成4年3月23日	個人(郷土資料館保管)
15	建造物	公智神社神輿殿	1棟	西宮市山口町下山口3丁目14-30	昭和49年3月20日	宗教法人公智神社
16	建造物	今津灯台 付立札	1棟	西宮市今津西浜町17	昭和49年3月20日	大開株式会社
17	建造物	石造五輪塔		西宮市生瀬町2丁目20-24	昭和49年3月20日	宗教法人浄橋寺
18	建造物	石造七重塔	1基	西宮市鷲林寺町4-8	昭和50年3月12日	宗教法人鷲林寺
19	建造物	石造五輪卒塔婆	1基	西宮市生瀬町2丁目20-24	昭和53年3月8日	宗教法人浄橋寺
20	建造物	八幡神社本殿	1棟	西宮市若山町3-31	昭和54年3月20日	宗教法人八幡神社
21	建造物	旧辰馬喜十郎住宅	1棟	西宮市浜町	昭和56年3月25日	(個人)
22	建造物	神呪寺仁王門	1棟	西宮市甲山町25-1	昭和56年3月25日	宗教法人神呪寺
23	建造物	石造五輪塔	1基	西宮市生瀬町2丁目20-24	昭和57年2月2日	宗教法人浄橋寺
24	建造物	石造五輪塔 (一石五輪塔)	1基	西宮市川添町15-26	昭和59年3月23日	西宮市(郷土資料館保管)
25	建造物	石造五輪卒塔婆形板碑	1基	西宮市上鳴尾18	昭和60年3月25日	宗教法人観音寺
26	建造物	石造五輪塔	1基	西宮市生瀬町2丁目20-24	平成6年3月30日	宗教法人浄橋寺
27	建造物	海清寺三門 付棟札	1棟	西宮市六湛寺町7-25	平成8年3月12日	宗教法人海清寺
28	歴史資料	慶長十年撰津国絵図	1幅	西宮市川添町15-26	昭和53年3月8日	西宮市(郷土資料館保管)
29	歴史資料	豊臣氏奉行衆裁許状/前田玄以書状	2通	西宮市川添町15-26	昭和61年3月25日	西宮市(郷土資料館保管)
30	歴史資料	常夜灯型道標	1基	西宮市社家町1-17	昭和62年2月10日	宗教法人西宮神社
31	歴史資料	如意庵(寺) 過去帳	10冊	西宮市北名次町8-5	昭和62年2月10日	宗教法人如意寺
32	考古資料	石造露盤	1個	西宮市生瀬町2丁目20-24	昭和50年3月12日	宗教法人浄橋寺
33	考古資料	浄橋寺古瓦 付外箱	4個	西宮市生瀬町2丁目20-24	昭和51年3月15日	宗教法人浄橋寺
34	考古資料	甲山出土銅文	1口	西宮市川添町15-26	昭和58年3月25日	西宮市(郷土資料館保管)
35	考古資料	考古小録及び関係品	366点	西宮市川添町15-26	平成22年5月12日	西宮市(郷土資料館保管)
36	有形民俗文化財	越木岩神社の御蔭踊り図絵馬	2面	西宮市飯岩町5-4	昭和55年3月11日	宗教法人越木岩神社
37	有形民俗文化財	灘酒造用具一式	214種 517点	西宮市浜町4-10	昭和56年3月25日	公益財団法人白鹿記念酒造博物館
38	有形民俗文化財	酒造り用桶および樽造り道具一式	120種 167点	西宮市浜町4-10	昭和56年3月25日	公益財団法人白鹿記念酒造博物館
39	無形民俗文化財	山口袖下踊り		西宮市山口町	昭和49年3月20日	山口町袖下民謡育成保存会
40	有形民俗文化財	岡太神社の一時上臈		西宮市小松南町2丁目2-8	昭和59年3月23日	岡太神社一時上臈保存会
41	史跡	五ヶ山古墳群第2号墳	1基	西宮市仁川町6丁目15	昭和49年3月20日	西宮市
42	史跡	関西学院構内古墳	1基	西宮市上ヶ原一番町1-155	昭和49年3月20日	学校法人関西学院
43	史跡	青石古墳	1基	西宮市山口町下山口字青石1643	昭和49年3月20日	山口町徳風会
44	史跡	老松古墳	1基	西宮市苦楽園六番町14-5	昭和56年3月25日	西宮市
45	史跡	上ヶ原用水路		甲山町25番地先ほか	昭和56年3月25日	西宮市
46	天然記念物	甲山湿原	指定面積/ 2189㎡	西宮市甲山町62-74	昭和49年3月20日	西宮市
47	天然記念物	八幡神社の大クス	1本	西宮市若山町3-31	昭和55年3月11日	宗教法人八幡神社
48	天然記念物	山口の大ケヤキ	1本	西宮市山口町下山口3丁目	昭和58年3月25日	(個人)
49	天然記念物	公智神社社叢	指定面積/ 7311㎡	西宮市山口町下山口201-1、1365-1、1369-1	昭和57年2月2日	宗教法人公智神社
50	天然記念物	クスノキ	1本	西宮市六湛寺町51	平成3年3月25日	西宮市

資料 5 西宮市立郷土資料館及び分館名塩和紙学習館の沿革

年月日	西暦	内 容
昭和 52 年 4 月	1977	社会教育文化課において民俗文化財等郷土に関する資料収集を開始する。
昭和 55 年 5 月	1980	文化課において市民ギャラリー・郷土資料館を、図書館において中央図書館の建設準備事務を開始、それぞれ担当主査を配置する。
昭和 57 年 6 月	1982	郷土資料館常設展示計画検討委員会を設置
昭和 58 年 3 月	1983	展示内容概略素案まとまる。
昭和 58 年 4 月	1983	株式会社丹青社と郷土資料館常設展示設計業務委託契約を締結。
昭和 58 年 6 月	1983	郷土資料館資料収集協力員制度発足。
昭和 59 年 4 月	1984	株式会社丹青社と郷土資料館常設展示工事請負契約を締結。
昭和 59 年 12 月	1984	西宮市立郷土資料館条例制定。
昭和 60 年 3 月	1985	常設展示室展示工事竣工。
昭和 60 年 4 月	1985	教育委員会文化課が主管課となり、郷土資料館へ移転するとともに、保管資料の移転作業を開始。
昭和 60 年 7 月	1985	郷土資料館常設展示室開館。
昭和 62 年 3 月	1987	常設展示室前室展示ケースの改修。
平成 1 年 11 月	1989	学校施設の一部として和紙学習館が開館。
平成 14 年 4 月	2002	和紙学習館のいっそうの活用のため社会教育施設として再開館。
平成 20 年 4 月	2008	中核市
平成 22 年 3 月	2010	郷土資料館第 4 収蔵庫の設置。
平成 25 年 2 月	2013	郷土資料館及び名塩和紙学習館が博物館（歴史博物館）に登録される。
平成 25 年 3 月		郷土資料館常設展示室の入館者が 100 万人を突破する。

資料6 文化財保護関係条例・規則等

(1) 西宮市文化財保護条例

西宮市文化財保護条例

(昭和48年4月11日)

(西宮市条例第3号)

沿革

昭和52年6月22日 条例7号 [1]

平成12年3月30日 条例58号 [2]

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、西宮市（以下「市」という。）の区域内に存する文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって市民の文化向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で「文化財」とは、市民の文化向上に寄与しうる文化的所産ならびに学術上価値の高い動物、植物および地質鉱物をいう。

(種類)

第3条 文化財の種類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産および考古資料（以下「有形文化財」という。）

(2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産（以下「無形文化財」という。）

(3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能およびこれに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件（以下「民俗文化財」という。）

(4) 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡ならびに動物（生息地、繁殖地および渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）および地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）（以下「記念物」という。）

[1]

(市長および教育委員会の責務)

第4条 市長および市教育委員会（以下「委員会」という。）は、市民文化の向上に資するため、文化財の保護について基本的かつ総合的施策を策定し、これを実施しなければならない。

(市民および所有者の心構え)

第5条 市民は、文化財保護に関する意識を高め、市がこの条例に基づいて行なう施策に協力しなければならない。

2 文化財の所有者は、文化財が貴重な財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、その文化的活用努めなければならない。

第2章 各則

第1節 市指定有形文化財

(指定)

第6条 委員会は、市の区域内に存する有形文化財のうち、重要なものを西宮市指定重要有

形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該市指定有形文化財の所有者に通知して行なうものとする。

（指定の解除）

第7条 委員会は、市指定有形文化財がその価値を失った場合、その他特別の理由があると認める場合はその指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除は、その旨を告示するとともに、当該市指定有形文化財の所有者に通知して行なうものとする。

（管理）

第8条 委員会は、市指定有形文化財の管理について、当該所有者に対し、必要な指示をすることができる。

2 市指定有形文化財の所有者は、この条例ならびにこれに基づく委員会規則（以下「規則」という。）および委員会の指示に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。

（所有者の変更の届出）

第9条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、規則で定める書面により、20日以内に、委員会に届け出なければならない。

（氏名等の変更の届出）

第10条 市指定有形文化財の所有者は、その氏名若しくは名称または住所を変更したときは、規則で定める書面により、20日以内に、委員会に届け出なければならない。

（滅失等の届出）

第11条 市指定有形文化財の所有者は、市指定有形文化財の全部または一部が滅失し、若しくはき損し、またはこれを亡失し、若しくは盗難にあつたときは、規則で定める書面により、その事実を知った日から10日以内に、委員会に届け出なければならない。

（所在の変更の届出）

第12条 市指定有形文化財の所有者は、当該市指定有形文化財の所在の場所を市の区域内で変更しようとするときは、規則で定める書面により、所在の場所を変更しようとする日の20日前までに、委員会に届け出なければならない。

2 市指定有形文化財の所有者は、当該市指定有形文化財を、公開のため市の区域外に移そうとするときは、規則で定める書面により、移そうとする日の20日前までに、委員会に届け出なければならない。

（修理の届出）

第13条 市指定有形文化財の所有者は、当該市指定有形文化財を維持のため修理しようとするときは、規則で定める書面により、修理しようとする日の30日前までに、委員会に届け出なければならない。

（許可）

第14条 市指定有形文化財の所有者は、つぎに掲げる行為をしようとするときは、行為をしようとする日の20日前までに、委員会に申請して許可を受けなければならない。

（1）市指定有形文化財の現状を変更しようとするとき。ただし、維持のため修理しようとするときをのぞく。

（2）市指定有形文化財について、委員会が指示した保存の方法を変更しようとするとき。

（3）市指定有形文化財を市の区域外に移そうとするとき。ただし、第17条の場合をのぞく。

2 前項の許可をあたえる場合において、委員会は必要な条件を付することができる。

3 第1項の許可を受けた者が、前項の許可条件に従わなかった場合には、委員会は許可にかかる必要な措置を命じ、または許可を取り消すことができる。

（管理および修理に関する勧告等）

第15条 委員会は、市指定有形文化財の管理方法が適当でないため、市指定有形文化財が滅失し、き損し、または盗難のおそれがあると認めるときは、所有者に対し、その管理について必要な措置を講ずるよう指導し、勧告し、または命令することができる。

2 委員会は、市指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者に対し、その修理について必要な措置を講ずるよう、指導し、勧告し、または命令することができる。

(環境の保全)

第16条 委員会は、市指定有形文化財の保存管理のため必要があると認めるときは、規則で定めるところにより地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止または一定の措置を講ずるよう命令することができる。

(公開)

第17条 委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、市民文化の向上のため、市指定有形文化財の公開を勧告することができる。

第2節 市指定無形文化財

(指定)

第18条 委員会は、市の区域内に存する無形文化財のうち、重要なものを西宮市指定重要無形文化財（以下「市指定無形文化財」という。）に指定することができる。

2 委員会は、前項の規定により指定しようとするときは、市指定無形文化財の保持者を認定しなければならない。

3 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに当該市指定無形文化財の保持者に認定書を交付して行なうものとする。

4 委員会は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者として認定するに足りる者があると認めるときは、その者を保持者として追加認定することができる。

5 前項の規定による追加認定には、第3項の規定を準用する。

(指定の解除)

第19条 委員会は、市指定無形文化財が、つぎの各号の一に該当するときは、その指定を解除することができる。

(1) 市指定無形文化財としての価値を失ったとき。

(2) 保持者が心身の故障のため、保持者として適当でなくなつたと認められるとき。

2 前項の規定による指定の解除は、前条第3項の規定を準用する。

3 市指定無形文化財の保持者が死亡したときは、市指定無形文化財の保持者の認定は解除されたものとし、市指定無形文化財の保持者のすべてが死亡したときは、当該市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合において委員会は、その旨を告示する。

(保持者の氏名変更等)

第20条 市指定無形文化財の保持者は、つぎの各号の一に該当するときは、20日以内に委員会に届け出なければならない。

(1) 市指定無形文化財の保持者が氏名または住所を変更したとき。

(2) 市指定無形文化財の保持上影響をおよぼす理由が、当該市指定無形文化財の保持者に生じたとき。

2 市指定無形文化財の保持者が死亡したときは、その相続人は、20日以内に委員会に届け出なければならない。

(保存)

第21条 委員会は、市指定無形文化財の保存のために必要な措置を講ずることができる。

(保存に関する助言または勧告)

第22条 委員会は、市指定無形文化財の保持者またはその保存を目的とする団体、その他

保存にあたることを適当と認める者に対し、市指定無形文化財の保存のために必要な助言または勧告をすることができる。

(公開)

第23条 委員会は、市民文化の向上のため、市指定無形文化財の保持者またはその他保存にあたることを適当と認める者に対し、当該市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。〔1〕

第3節 市指定民俗文化財〔1〕

(指定および解除)

第24条 委員会は、市の区域内に存する有形の民俗文化財のうち重要なものを西宮市指定重要有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財のうち重要なものを西宮市指定重要無形民俗文化財（以下「市指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。〔1〕

2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定は、第6条第2項の規定を準用し、市指定無形民俗文化財の指定は、その旨を告示することによって行う。〔1〕

3 第1項の指定の解除は、第7条第1項の規定を準用する。〔1〕

4 前項の解除は、市指定有形民俗文化財にあつては、第7条第2項の規定を準用し、市指定無形民俗文化財にあつては、その旨を告示することによって行う。〔1〕

(準用規定)

第25条 第8条から第17条までの規定は、市指定有形民俗文化財に、第21条から第23条までの規定は、市指定無形民俗文化財について準用する。〔1〕

第4節 市指定史跡天然記念物

(指定および解除)

第26条 委員会は、市の区域内に存する記念物のうち、重要なものを西宮市指定史跡および天然記念物（以下「市指定史跡天然記念物」という。）に指定することができる。

2 前項の指定の解除は、第7条第1項の規定を準用する。

3 第2項の指定および解除は、第6条第2項の規定を準用する。

(準用規定)

第27条 第8条から第16条までの規定は、市指定史跡天然記念物について準用する。

第3章 補則

(報告、調査)

第28条 委員会は、必要があるときは、所有者その他関係者に対し、市指定文化財の現状または管理、修理若しくは環境保全の状況について報告を求めることができる。

2 委員会は、この条例の施行に必要な限度において、職員または委員会の定める者（以下「職員等」という。）を、市指定文化財の所在する場所に立ち入って調査をさせることができる。ただし、建物に立ち入る場合においては、あらかじめ立入建物の居住者の承諾を得るものとする。

3 前項の規定により、立入調査を行なう職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつた時は、関係者に提示しなければならない。

(助成)

第29条 市長は、この条例の施行について必要と認めるときは、市規則で定めるところにより、必要な助成措置を講ずることができる。

(権利義務の承継)

第30条 市指定文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該指定文化財に関し、この条例に基づいてする委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継するものとする。

(文化財審議会)

第31条 文化財の調査研究について、委員会の附属機関として、西宮市文化財審議会（以下「審議会」という。）を置く。〔2〕

2 審議会は、委員7人以内で組織し、文化財に関し学識経験豊かな者のうちから委員会が委嘱する。〔2〕

3 委員の任期は、2年とする。〔2〕

4 委員は、2回を限度として再任することができる。ただし、委員会においてやむを得ないと認める場合に限り、4回を限度として再任することができる。〔2〕

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。〔2〕

（審議会の運営）〔2〕

第31条の2 審議会に委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は、審議会において、委員の互選により定める。〔2〕

2 委員長は、審議회를代表し、会務を総理する。〔2〕

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。〔2〕

4 審議会の会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる。ただし、委員長及び副委員長を互選する会議は、委員会が招集する。〔2〕

5 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。〔2〕

6 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。〔2〕

7 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。〔2〕

（委任）

第32条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第4章 罰則

（文化財の損壊等）

第33条 市指定有形文化財又は市指定有形民俗文化財を損壊し、き損し、又は隠匿した者は、2年以下の懲役若しくは禁錮〔こ〕、5万円以下の罰金又は科料に処する。〔1〕〔2〕

2 市指定史跡天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、2年以下の懲役若しくは禁錮〔こ〕、5万円以下の罰金又は科料に処する。〔2〕

3 前2項に規定する者が、当該市指定文化財の所有者であるときは、1年以下の懲役若しくは禁錮〔こ〕、3万円以下の罰金又は科料に処する。〔2〕

（許可命令違反）

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

（1）第14条の規定による許可を受けず、同条第1項各号に掲げる行為をした者

（2）第14条第3項、第15条第1項及び第2項並びに第16条の規定（第25条又は第27条の規定によりこれらの規定を準用する場合を含む。）による命令に違反した者

〔2〕

（届出違反）

第35条 第9条から第13条までの規定（第25条又は第27条の規定によりこれらの規定を準用する場合を含む。）及び第20条の規定に違反した者は、2万円以下の罰金又は科料に処する。〔2〕

（両罰規定）

第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金又は科料を科する。〔2〕

付 則

この条例は、公布の日から起算して6月をこえない範囲内において、市規則で定める日から施行する。〔昭和48年規則第58号により、昭和48年10月1日から施行〕

付 則（昭和52年6月22日西宮市条例第7号〔1〕）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の西宮市文化財保護条例（以下「旧条例」という。）第18条第1項の規定により指定されている市指定無形文化財で民俗芸能に属するものは、改正後の西宮市文化財保護条例第24条第1項の規定により指定された市指定無形民俗文化財とみなす。この場合において、旧条例第18条第2項の規定による保持者の認定は解除されたものとみなす。

付 則（平成12年3月30日西宮市条例第58号〔2〕）

1 この条例は、平成12年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第33条から第36条までの改正規定は、同年7月1日から施行する。

2 第33条から第36条までの改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 第31条に3項を加える改正規定の施行の際現に西宮市文化財審議会の委員である者については、施行日を含む期間の任期を最初の任期として、改正後の第31条第4項の規定を適用する。

4 第31条の次に1条を加える改正規定の施行の際現に改正前の西宮市文化財保護条例に基づく西宮市文化財審議会の委員長及び副委員長である者は、改正後の第31条の2第1項の規定に基づき、審議会の委員により互選されたものとみなす。

（2）西宮市文化財保護条例施行規則

西宮市文化財保護条例施行規則

（昭和48年8月10日）

（西宮市教育委員会規則第26号）

沿 革

昭和52年6月22日 西教委規則2号〔1〕

平成12年3月31日 西教委規則22号〔2〕

（趣旨）

第1条 この規則は、西宮市文化財保護条例（昭和48年西宮市条例第3号。以下「条例」という。）第32条の規定に基づき、この条例施行に関して必要な事項を定める。

（指定）

第2条 条例による指定（認定）を受けようとする者は、様式第1号による申請書により、西宮市教育委員会（以下「委員会」という。）へ申し出ることができる。〔2〕

2 条例による指定（認定）にあたって必要と認めるときは、委員会は、所有者または保持者に、様式第2号による同意書の提出を求めることができる。

（指定書）

第3条 条例第6条第2項、第24条第2項および第26条第3項の規定による指定の通知は、様式第3号の指定書を交付して行なうものとする。〔1〕〔2〕

(認定書)

第4条 条例第18条第3項および第5項の規定による認定書は、様式第4号によるものとする。〔2〕

(保存関係者の選任)

第5条 委員会は、条例第24条第1項の規定により市指定無形民俗文化財に指定した場合には、当該無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認めるもの(団体にあつては代表者の定めのあるものに限る。以下「保存関係者」という。)を選任することができる。〔1〕
〔2〕

2 前項の規定により保存関係者を選任した場合には、委員会は、様式第4号による認定書を交付するものとする。〔1〕

3 第1項の規定により選任された保存関係者は、条例第20条に準じて氏名の変更等の届け出をしなければならない。〔1〕

(指定書等の再交付)

第6条 指定書または認定書の交付を受けた者は、その滅失、き損等により必要がある場合には、様式第5号による市指定文化財指定書(認定書)再交付申請書を委員会に提出して、指定書または認定書の再交付を受けることができる。〔2〕

(指定の解除)

第7条 条例第7条第2項、第24条第4項および第26条第3項の規定による指定の解除の通知ならびに条例第19条第2項の規定による保持者の認定解除の通知は、様式第6号の通知書を交付して行なうものとする。〔1〕〔2〕

(原簿)

第8条 委員会は、様式第7号による西宮市指定文化財原簿を備えるものとする。〔2〕

(管理者の選任および届出)

第9条 市指定の有形文化財、有形民俗文化財および史跡天然記念物の所有者は、特別の理由があるときは、自己に代り当該市指定文化財の管理の責に任ずべき者(以下「管理者」という。)を選任することができる。〔1〕〔2〕

2 前項の規定により管理者を選任したときは、所有者はすみやかにその旨を委員会に届け出なければならない。管理者を解任したときも同様とする。

3 前項の規定による届出は、様式第8号によるものとする。

(所有者の変更等の届出)

第10条 条例第9条、第10条、第20条、第25条及び第27条並びに第5条第3項の規定による届出は、様式第9号によるものとする。〔1〕〔2〕

(滅失等の届出)

第11条 条例第11条、第25条および第27条の規定による届出は、様式第10号によるものとする。〔2〕

(所在の変更の届出)

第12条 条例第12条および第25条の規定による届出は、様式第11号によるものとする。〔2〕

(修理の届出)

第13条 条例第13条、第25条および第27条の規定による届出は、様式第12号によるものとする。〔2〕

(現状変更の申請)

第14条 条例第14条第1項、第25条および第27条の規定により許可を受けようとする者は、様式第13号による、市指定文化財現状変更許可申請書に、設計仕様書、設計図、変更個所の写真または見取図、および許可を受けようとする者が所有者等または管理者以外の者であるときは、所有者または管理者の承諾書を添えて委員会に提出しなければならない。

[2]

(環境の保全)

第15条 条例第16条の規定による「地域」とは、市指定の有形文化財、有形民俗文化財および史跡天然記念物が保存管理されている場所および当該文化財の保存管理上、委員会が必要と認めた地域をいう。[1] [2]

2 条例第16条の規定による「一定の行為」とは、市指定の有形文化財、有形民俗文化財および史跡天然記念物の保存に影響をおよぼすおそれのある行為で、次の各号に定めるものをいう。

- (1) 指定地域、建物に立入ること。
- (2) 火気を使用すること。
- (3) 看板、貼紙等、広告物を設置すること。
- (4) 植物を伐採すること。
- (5) 動物を捕獲しまたは殺傷すること。
- (6) 土石類を採取すること。
- (7) 水面を埋立てること。
- (8) 建物その他の工作物を新築し、改築し、増築し、または移転すること。
- (9) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、当該文化財の保存管理に影響をおよぼすおそれがあると委員会が認めた行為

[1]

3 条例第16条の規定による「一定の措置」とは、次の各号に定めるものをいう。

- (1) 当該文化財の保存管理に影響をおよぼすおそれのある行為の予防措置
- (2) 前号に掲げるもののほか、当該文化財の保存管理に必要な措置
(身分証明書)

第16条 条例第28条第3項の規定による身分を示す証明書は、様式第14号によるものとする。[2]

(教育長への委任) [2]

第17条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。[2]

付 則

この規則は、昭和48年10月1日から施行する。

付 則 (昭和52年6月22日西教委規則第2号 [1])

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の西宮市文化財保護条例施行規則の規定によりなされた認定および届出は、この規則による改正後の西宮市文化財保護条例施行規則の規定によりなされた指定および届出とみなす。

付 則 (平成12年3月31日西教委規則第22号 [2])

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

様式 [略]

(3) 西宮市指定文化財助成規則

西宮市指定文化財助成規則

(平成21年3月31日)

(西宮市規則第85号)

西宮市指定文化財助成規則(昭和48年西宮市規則第59号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、西宮市文化財保護条例(昭和48年西宮市条例第3号)第29条の規定に基づき助成措置を講ずるにあたり、必要な事項を定める。

(経費の補助)

第2条 市長は、西宮市指定文化財の管理、修理又は保存について、その所有者、保持者その他保存に当たることが適当と認められる者(以下「所有者等」という。)がその負担に堪えない場合その他特別の理由がある場合は、その経費の一部に充てさせるため、予算の範囲内で、所有者等に対し、補助金を交付することができる。

(補助金等の取扱いに関する規則の適用)

第3条 補助金の交付の申請、決定その他補助金に係る予算の執行に関する事項は、補助金等の取扱いに関する規則(昭和57年西宮市規則第81号)の例による。

(補則)

第4条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

資料7 用語解説

1. 文化財

人々により制作されたものやその技術のうち、歴史的芸術的価値が高いもの又はそれらと関係の深い自然による生成物や希少動植物（群）、景観等をさす。絵画や美術工芸品、彫刻、史跡、天然記念物、有形無形民俗文化財、伝統的建造物群、記念物、文化的景観等の種別がある。

2. 指定文化財

法令で特定の文化財を指定する文化財指定制度のもと、文化財を厳格に保存していこうとする制度。所有者等の負担軽減のため、その保存や修理・修復には補助制度が設けられている。

3. 登録文化財

文化財保護法に基づいて始まった文化財の新たな保存活用方法。建造物部門で始まり、築後50年以上経たものを対象とする。文化財を登録台帳に記載し、緩やかな保存条件の中で活用しながら保存していこうとする。現在は、民俗文化財や記念物、美術工芸品に拡大されている。

4. 周知の埋蔵文化財包蔵地 しゅうちのまいそうぶんかざいほうぞうち

地下に埋もれた文化財のうち、遺跡分布地図によりその位置や範囲が周知されたもの。開発事業等を行う場合には文化財保護法により事前の届出と調査が必要になる。

5. 建造物

法令に示された文化財の種別の一つ。建築物や石造の構造物を指す。社寺の本殿や本堂、民家等がある。その構造を模した石造品（五輪塔等）を含む。

6. 文化財管理システム

文化財全般について、個々の文化財の個別情報、位置、指定経緯、修理履歴、現状等の情報を一元的に情報システム上で管理する。現在、本市では、埋蔵文化財包蔵地について先行して実施している。

7. 未指定文化財 みしていぶんかざい

文化財のうち法令による指定を受けていないものの総称。文化財保護法行政の外にある場合が多く、その実態が把握されていない場合が多い。しかし、地域史を考えるにあたっては重要な歴史資料であり、近年はその活用を文化庁や兵庫県教育委員会も推奨している。

8. 有形民俗文化財 ゆうけいみんぞくぶんかざい

法令に示された文化財の種別の一つ。独自の慣習や伝承、生活形態、産業を伝える民俗文化財のうち物質文化として伝承されたもの。祭礼等に伴う祭具や生活用具、製造用具等がある。

9. 金石文 きんせきぶん

一般的に、紙に記され文字記録ではなく、青銅器をはじめとする金属器や石造物等に刻まれた文字情報。神社等にある石灯籠に刻まれた文字等もこれに含まれる。

10. 悉皆調査 しっかいちょうさ

文化財調査の一種、目的や対象を限定せず、調査対象となった範囲や地域の文化財をすべて調査の対象とする調査事業。文化財の保護を行う場合、その最初に行うべき重要な基礎調査。

11. 西宮歴史調査団 文化財調査ボランティア事業

市立郷土資料館で活動する市民ボランティアの名称。市内の未指定文化財を、テーマを設定して網羅的に情報を収集する活動に従事する。平成18年度にスタートし現在までに、多くの未指定文化財の記録を作成し、報告書を刊行している。

12. 徳川大坂城東六甲採石場 とくがわおおさかじょうひがしろっこうさいせきじょう

西宮市から芦屋市、神戸市の一部にかけて広がる、江戸時代初期の大坂城修復に際して石垣石材を提供した採石場の総称。本市では甲山町から甲陽園、苦楽園地域の山地部に分布。採石作業の痕跡や大名等の刻印を残す石材が多数分布する

が、その実態解明は今後の課題である。保護行政上、その詳細な分布状況の把握は喫緊の課題。

13. 記念物

法令に示された文化財の種別の一つ。その歴史性や美しさに加えて、その場所や地理的位置、周囲との調和が重視される文化財。概して大形もしくは広大な範囲を占めることが多く、移築では価値を損なう特徴がある。

14. 緊急調査事業

文化財は、外的要因（経年変化 周辺環境の変化 新規発見）により緊急に調査する必要が発生する場合がある。長期に計画的に実施できる総合調査とは異なり、短期間で実施し結果をまとめる必要がある場合が多い。開発事業に伴い行われる埋蔵文化財の発掘調査等はその典型。

15. 石造物

花こう岩や砂岩等の石材を用いて制作された造形物。民俗や宗教上において歴史的意味のあるものや、一部に日常生活で使用したものを含む。石造美術品として、五輪塔等の石塔や石仏等が典型例。

16. 記録保存

文化財を保存する方法のひとつ。文化財の現物そのもの（現物保存）又は現地にそのまま保存（現地保存）する方法とは異なり、各種の事情からできる限り詳細な記録（写真や図面）を作成して、その記録として保存する保存方法。

17. 西宮市文化財資料

市域の文化財に関する報告書や解説書を図書として刊行しているシリーズで、現在第59集まで刊行されている。教育普及用の解説書から発掘調査報告書、建造物や民家調査報告書、民俗調査報告書、埋蔵文化財遺跡分布地図等の学術資料も含まれる。

18. 保存管理計画

史跡や天然記念物、大形の文化財についてその現況を詳細に調査し、文化財の保存と維持管理を確実にまたは計画的に実施していくために作成する計画。国指定の史跡を中心に計画書の作成が推奨され、本市でも西宮砲台に関する保存管理計画の作成を終えた。

19. 文化財レスキュー

災害により被災した文化財を救助する作業の総称。大規模災害によって文化財が被災した場合、一自治体では救助や復旧が行えない場合が多く、歴史研究団体や自治体相互が連携して一定期間救助にあたり、文化財に損傷があった場合にはその復旧修復事業までを行う事業。

20. 文化財避難所

津波や土石流、集中豪雨等で被災した文化財の場合、被災した元の収蔵場所からいったん文化財を移動し修復作業を行い、一定期間保存することが必要になる。その一時保管及び作業を行う場所をいう。

21. 出前授業

博物館・資料館と学校教育との典型的な連携事業。多くの資料と専門学芸員を有する博物館等から、学芸員が学校の授業に出向き、実物資料等も使いながら授業の一部を分担するもの。教諭では難しい内容について臨場感豊かに学ぶことが期待できる。

22. 西国街道連携事業

関西圏の活力向上を、関西独自の歴史資産を活用して行おうとする民間事業「歴史街道事業」の部門事業。いわゆる「西国街道」沿線の各市が協力し、同街道の歴史等を学ぶシンポジウムや講座講演会を行いながら各市の特徴をピーアールする。街道愛好家が多く、人気を博している。

23. 学芸員

博物館法に基づき認定される専門資格。博物館において学芸業務に従事する専門職員で、文化財や歴史資料等の保存・活用方法を熟知する。

24. 地域文化財活用拠点事業

市内各地に所在する文化財を、地域の歴史を語る資料として地域で活用方法を考え、より文化財に親しんでいこうとする事業。主要な文化財を活用拠点としながら学習事業や環境維持事業等を実施する。

